

鶴ヶ島市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年11月28日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 高 橋 剣 二

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- (1) 福祉部 こども支援課
- (2) 健康部 健康長寿課

4 監査の着眼点

令和5年度（4月から8月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所 庁議室

日程：令和5年10月30日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 福祉部 こども支援課

ア 主要事務事業

令和5年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 児童虐待対応相談経費

関係機関との連携を図りながら、児童虐待通告への対応や支援、児童虐待防止のための啓発を行うための経費。

8月末までに対応した児童相談件数140件のうち、虐待相談は98件だった。

今後も引き続き、児童虐待の未然防止と重篤化を防ぐための取組を進めるとともに、令和6年4月の児童福祉法改正により、児童福祉と母子保健の一体的な運用を行う「こども家庭センター」の開設が努力義務となるため、その準備を進める。

(イ) 民間保育所等施設型給付経費

民間保育所等に対して、国基準に基づき、その運営費の給付（国1/2、県1/4、市1/4の負担）を行うための経費。

民間保育所は、保育所入所児童1,162人のうち、その約2/3を受け入れており、市の保育行政の推進に大きく寄与するものとなっている。

この民間保育所の安定的な運営を支援することにより、子育て環境の充実を図ることができている。

今後も、待機児童を抑制し、民間保育所の安定的な運営を支援していく。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

概ね適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(カ) 意見

子育て世帯生活支援特別給付金の二重支給や、保育料を過大徴収した事案があった。今後は適正な事務執行に努められたい。

(2) 健康部 健康長寿課

ア 主要事務事業

令和5年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 健康長寿推進経費

市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、講演会や講座等を実施するとともに、地域で健康づくりの普及啓発を行うフレイルサポーターや食生活改善推進員の活動を支援するための経費。

健康づくり講演会、減塩と野菜摂取推進事業、ラジオ体操教室、定例健康ウォーク、フレイル予防講座、フレイルチェック測定会、食生活改善推進員スキルアップ講座等を実施した。

今後も、各種事業を実施し市民の健康づくりを支援するとともに、フレイルサポーターや食生活改善推進員の活動を支援していく。

(イ) 高齢者デジタル活用支援経費

健康づくりをキーワードに「デジタル活用支援（スマホ教室）及び継続的な支援」と「シルバーeスポーツを活用した認知症予防」を実施し、高齢者の情報格差の解消を図り、高齢者の生活の質の向上を図るための経費。

プロによるシルバーeスポーツの継続支援及びスマホよろず相談の実施のほか、地域への派遣業務を担う人材を養成するためのシルバーeスポーツ・デジタル支援員養成講座を開催した。

今後も、各事業を実施し、シルバーeスポーツの更なる普及とスマホの活用を支援し、生きがいづくりや仲間づくり、世代間交流など、高齢者の社会参加の創出を図っていく。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。